

1. 開 会
2. 会 長 あ い さ つ
3. 欠 席 委 員
18 番 井上 和徳 委員
4. 署 名 委 員
4 番 草加 巳良 委員 6 番 大饗 安政 委員
5. 議 事
議案第 1 号～2 号について
報告第 1 号～3 号について

○石原会長

議案第 1 号農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について 7-1 山本委員説明
願います。

○山本委員

19 番山本が 7-1 について説明します

土地の所在地 伊部 東奥田 772 登記地目現況地目共に田 登記面積 655 m²

土地の所在地 伊部 東奥田 794-1 登記地目現況地目共に田 登記面積 1, 204 m²

譲受人 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町▲▲▲●●●●ビル

株式会社●●●● 代表取締役 ●● ●●

譲渡人 伊部▲▲▲番▲号 ●● ●● ▲▲歳

転用目的 太陽光発電施設

施設概要 太陽光発電施設 655 m²

太陽光発電施設 1, 204 m²

農地区分 3 種

地図をご覧ください。備前病院の所を入れて北へ約 1 km ぐらい、鬼が城池があつてその下 100m か
150m の所にあります。以上です。よろしくお願いいたします。

○石原会長

はい、では事務局の方から補足説明をお願いします。

○事務局難波

議案第 1 号 受付番号 7-1 、5 条 農地転用です。

まず農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途区域が定められている農地でありますの
で、第 3 種農地と判断します。

転用目的につきましては、先ほど山本委員からご説明のあったとおり、申請人の太陽光発電施設と
いうことでありますので目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要
な資金については自己資金約▲▲▲万円でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作の関係であります、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はい
ないため、該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積ですが、本件は太陽光発電施設のための必要最小限の面積であり適正と考え

ます。

周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

なお、当日資料にパネルの配置図面を 1 ページ、2 ページに、3 ページ目、4 ページ目につきましては周辺の同意書が得られなかった地権者との協議録が提出されていますので、皆様にお配りしております。

ご確認ください。以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

それでは今の資料も含めてご意見ご質問あればよろしくお願いいたします。

はい、草加委員お願いします。

○草加委員

今朝こちらにお邪魔して文章を読ませて頂きましたが、法令が読み切れないんですが、前にもこんなことがあって、同意書のことが 1 回あったと思うんです。やはり同意書というのは取ってくださいというのが市としては 1 番だということではよろしいでしょうか。内容としては事務局としてどういうことの判断で聞かれたのかということをお願い添えていただければと思います。

○石原会長

はい、では事務局お願いします。

○事務局 難波

本日お配りした 3 ページ目と 4 ページ目についてですが、一方については仕方ないなあという結論に至っている一方でもう一つの方につきましてはなんとなく太陽光発電は嫌だと相当な理由がないような状況で経過を報告されております。草加委員の説明のあったとおり、当農業委員会としては引き続き周辺の自治体と同様、同意書を求めるという形となっております、根拠法令としましては農地法施行規則の第 31 条より第 1 項第 7 号に規定されるその参考となる事項ということでその条項から同意書を求めています。しかしながらこの同意書というものが法に明記されていないものですのでなかったからと言って否決されるというような拘束力がないものになっております。以上となっております。

○石原会長

草加委員、いかがでしょうか。

○草加委員

はい、よくわかりました。

○石原会長

他にご質問、ご意見ございますでしょうか。武内委員。

○武内委員

7-1 の下の 794-1 のソーラーの配置図の図面を見れば 741-1 と 742-2 が太陽光の用地になっているんですが、その辺はどうなってるんでしょうか。図面上も地図上も 741-1 は取り込んでないようにな

ってるんですが、どうなんでしょうか。

○事務局難波

失礼しました。もう一度説明していただけますでしょうか。

○武内委員

ソーラー発電の図面上地番が書いてあると思うんです。1 ページ目の広い方が 794-1, 右の隅の方にちょっと 794-2 という土地があって 794-1 しか許可申請が出てないのはそれはどうなんですかということです。

○事務局難波

こちらの資料1の794-2が申請に上がってない件につきまして地目が宅地となっておりまして農地法の適用を受けない、農地台帳に記載されていないものとなっておりますので本案件の5条申請には挙がっておりません。

○武内委員

分かりました。

○石原会長

他に何かありませんか。なさそうですので 7-1 につきまして許可相当とお考えの農業委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

○事務局難波

10 名で過半数超えております。

○石原会長

許可多数ということで 7-1 は許可されました。

3 ページをご覧ください。議案第 2 号農用地利用集積等促進計画を定めることにつきまして、中間管理事業がかんできますので市長から諮問を受けております。その詳細が 4 ページに 7-1、7-2 が挙がっております。

何かお気づきのこと、ご質問ありますか。はい、草加委員。

○草加委員

農地中間管理事業による法律というのは 4 月からということによろしいんですね。今まで使っていた農業経営基盤強化促進法というのはなくなったんですか。先月両方出ていたのその辺が理解できなくて。

○事務局難波

旧来相対という形で設定されていた利用権設定ですが、こちらの根拠法令となるものが草加委員の言われているとおり農業経営基盤強化促進法だったんですが、こちらの方の改正が令和 5 年 4 月 1 日施行で 2 年前になります。その利用権の根拠となる法令が削除となりました。ただし、削除され

て直ちに利用権設定が使えなくなるということは混乱をもたらすということから 2 年間の経過措置が設定されておりました。5 年度、6 年度は利用権設定が使われておりました。いよいよこの基盤強化促進法が 7 年の 3 月 31 日でなくなるという所で切り替えをスムーズに行うために去年の 10 月、9 月頃農業委員会で委員さんに移行スケジュールをお示ししまして、利用権設定の期限が切れる方につきましては順次こちらの促進法への意向の手続きを進めている所であります。以上です。

○石原会長

今後はこれになるということですね。この 2 案件につきましては承認案件ですので、承認していただけますでしょうか。

(はい、の声)

続きまして報告第 1 号利用目的の変更届について●●●●●●について。

○事務局難波

3 年前まで何度か登場した案件です。

農地の転用の制限の例外を規定している農地法施行規則第 29 条第 1 項における第 16 号認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系もしくは中継施設又はこれらの施設を設置するため農地を農地以外のものにする場合を準用するものです。

つまり、農地転用の許可を要しないものである案件となっております。

しかしながら、農地台帳への登録、課税庁への共有の意味合いから本市では地目変更を求めています。

○石原会長

ではそのようにお含みおき下さい。

では 6 ページ報告第 2 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出が出ております。この中で寒河の案件にあっせん希望が出ております。こちらの担当者説明していただければお願いします。

○森本委員

報告します。地目は田となっておりますけど国道 250 線とその隣に大きな建屋があるんですけどその間の三角のあまり利用価値のないようなところですよ。建屋の持ち主にここあっせんが出てますよと話しました。前向きに検討しますとのことですよ。以上です。

○石原会長

ありがとうございます。ではその方向でお願いします。

続きまして 18 条の合意解約が最後に出ています。●●さんと●●さんの合意解約ですが、この●●さんの所はどなたか作られるのですか。

○高取委員

2 件ほど作っておりますのでどちらかが作ると思います。

○石原会長

はい、ありがとうございます。ということで今日の農業委員会につきましては審議案件、報告案件

以上となります。ご協力ありがとうございました。

6. 閉 会

7. そ の 他

- ・次回、農業委員会総会の開催について
- ・市有害鳥獣被害防護柵設置事業補助金の要件緩和について(周知)
- ・選挙期間中の政治的活動及び選挙活動の制限について(依頼)
- ・次年度の農業委員会委員改選に向けて(依頼)
- ・地域計画策定について(御礼)

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員 備前市農業委員会委員

4 番 草加 己良 委員

6 番 大饗 安政 委員